

利用権設定の申込み締切日は、以下のとおりです。  
 3月10日、4月10日、6月10日、11月10日  
 お申込みは、直近の締切日までをお願いします。  
 申込み締切日の翌月1日に市が農用地利用集積計画を  
 公告し、公告日をもって利用権設定が有効となります。

## 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

（この事業は、養父市が間に入っています。期日がくれば農地は、離作料などの心配なく返してもらえます。）



この農用地利用集積計画に同意する。

### 1. 各筆明細

（注）必ず捺印してください

利用権の設定を受ける者 （借り主） 乙		氏名又は名称 八鹿 太郎		同意	年齢 62 才	（住所）〒 667-0012 養父市八鹿町伊佐1523番地		電話 662-1111	農会名 伊佐					
利用権を設定する者 （貸し主） 甲		氏名又は名称 養父 二郎		同意	年齢 74 才	（住所）〒 667-0098 養父市広谷250番地		電話 664-2222	農会名 広谷					
利用権を設定する土地				設定する利用権										
大字	字	地番	現況 地目	面積	利用権 の種類	目的 （水田・普通 畑・果樹園等）	始 期	終 期	期 間	借 賃		賃借の支払方法	支払期限	※所有者の相続登記がされていない場合 登記名義人が貸人と異なる場合は 必ずご記入ください
										10アール 当たり	当該土地			
1	八鹿町伊佐	狐ヶ段	1,825	田	1,860	賃借権 使用貸借	平成28年 12月1日	平成31年 11月30日	3 年間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	12月末日迄	被相続人 _____ 名義 の利用権設定に係る代表者を下記のとおり 指定します。 なお、指定にあたっては、他の相続人の同 意を得ています。
2	〃	狐ヶ段	2,246	田	980	賃借権 使用貸借	平成28年 12月1日	平成31年 11月30日	3 年間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	12月末日迄	
3	〃	新々田	1,421	田	2,000	賃借権 使用貸借	平成28年 12月1日	平成31年 11月30日	3 年間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	12月末日迄	
4	〃	道西	224	畑	570	賃借権 使用貸借	平成28年 12月1日	平成33年 11月30日	5 年間	円	円	1. 現金 2. 口座 3. 物納	月 日迄	
計		4 筆		4,840	無償で貸し借りする場合					円			代表相続人	住所 氏名

### 2 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

農業経営面積 6,300 m <sup>2</sup>	現在、耕作している面積		農業労働力				作付主要作物	雇用労働者	農機具の保有状況
	氏 名	年齢	性別	続柄	農作業従事日数（年間）				
うち 自作地 3,000 m <sup>2</sup>	八鹿 太郎	75	男	世帯主	250 日	水 稻	0 人	軽四トラック 1 台	
	花子	70	女	妻	100 日			トラクター 1 台	
	一郎	41	男	子	40 日			耕運機 1 台	
うち 借入地 3,300 m <sup>2</sup>							年間雇用日数	田植機 1 台	
								草刈機 1 台	
								防除機 1 台	
						(年間延日数)	コンバイン 1 台		
							乾燥機 1 台		

### 3 貸し手農家の状況

権利の設定及び移転の理由	※ 受 付
1. 高齢化	
2. 農業の廃止 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">該当に○印</span>	
3. 規模縮小	
4. 労働力不足	
5. その他	